令和７年２月１８日

台東区国民健康保険運営協議会

健康部国民健康保険課

【報告事項①】

高額療養費制度の見直しについて

１　見直しの趣旨

被保険者の保険料負担の軽減を図る観点から、段階的に自己負担限度額の見直しを行う。

２　見直しの概要

（１）負担能力に応じた負担とする観点から、所得に応じた引上げ幅により、自己負担限度額を引き上げる。

（２）所得に応じたきめ細かい制度設計とするため、所得区分を細分化する（住民税非課税の区分を除く）。

３　実施時期

|  |  |
| --- | --- |
| 時期 | 見直し内容 |
| 令和７年８月～ | 現在の所得区分で限度額を引上げ（70歳以上の外来特例を除く） |
| 令和８年８月～ | 所得区分を細分化し、所得に応じて限度額を引上げ（一部据置） |
| 令和９年８月～ | 所得に応じて限度額を引上げ（一部据置） |

４　見直し内容の詳細

次ページ以降を参照

　　　　○見直し内容の詳細

【70歳未満】



（注）※１　年収は目安（最終的に所得で判定）　※２ 「＋１％」とは、一定額を超える医療費に対して１％の自己負担を求めるもの

※３　＜　＞内は、多数回（12か月間で4回以上）該当の場合　　＊以上は次ページの70歳以上も同じ

【70歳以上】

